

## 第2 技能実習を行わせる体制に関するもの

### 【関係規定】

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

規則第12条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一 (略)

二 (後述)

三～十三 (略)

十四 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～五 (後述)

### (1) 技能実習指導員に関するもの

### 【関係規定】

規則第12条

二 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であつて、修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を一名以上選任していること。

イ 法第十条第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当する者

ロ 過去五年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

ハ 未成年者

告示第2条

一 技能実習指導員(規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。次号において同じ。)のうち一名以上が、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

二 技能実習生五名につき一名以上の技能実習指導員を選任していること。

解釈通知

第一

二 技能実習を行わせる体制について(告示第2条)

1 技能実習指導員について(告示第2条第1号)

告示第2条第1号に規定する「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有することに加え、3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した者であって、申請者が技能実習指導員としての適格性を認めたもの
- ・ 看護師、准看護師の資格を有する者

- 技能実習指導員は、介護等の技能等について5年以上の経験を有する者の中から、技能実習生5名につき1名以上選任している必要があります。また、そのうち1名以上は介護福祉士や看護師等の一定の専門性を有すると認められる者である必要があります。

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-6号)
- ・ 技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-7号)
- ・ 技能実習指導員の常勤性が確認できる書類(健康保険等の被保険者証など)
- ・ 介護福祉士登録証の写し
  - \* 技能実習指導員が介護福祉士の場合
- ・ 実務者研修修了証明書
  - \* 技能実習指導員が実務者研修修了者の場合
- ・ 看護師又は准看護師の免許証の写し
  - \* 技能実習指導員が看護師又は准看護師の場合
- ・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号)

【留意事項】

- 技能実習計画認定申請書第2面の「2技能実習を行わせる事業所④技能実習指導員の氏名及び役職名」には、告示第2条第1号に掲げる者に該当する者を記載して下さい。
- 技能実習指導員が介護福祉士、実務者研修修了者、看護師又は准看護師のいずれかに該当する場合は、技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-6号)の「⑩資格・免許」欄に「介護福祉士」、「実務者研修修了」、「看護師」、「准看護師」のいずれかを記載して下さい。
- 技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-6号)と技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-7号)については、事業所の概要書(介護参考様式第8号)の「⑥技能実習指導員の数」に記載した人数分添付して下さい。その際、それぞれの技能実習指導員について、技能実習指導員の常勤性が確認できる書類を併せて添付して下さい。

## (2) 技能実習を行わせる事業所に関するもの

### 【関係規定】

#### 告示第2条

- 三 技能実習を行わせる事業所が次のいずれにも該当するものであること。
  - イ 介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。
  - ロ 開設後三年以上経過しているものであること。
- 四 技能実習生を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

### 解釈通知

#### 第一

#### 二

#### 2 技能実習を行わせる事業所について(告示第2条第3号イ)

告示第2条第3号イ及び第5条第1号イに規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものであること。具体的には(別紙1)のとおりであること。

- 介護職種の技能実習を行わせる事業所は、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において実務経験として認められる介護等の業務に従事させることができる事業所でなければなりません。また、訪問介護などの訪問系サービスについては、適切な指導体制を取ることが困難であることや利用者、技能実習生双方の人権擁護、適切な在留管理の担保が困難であることから、介護職種の技能実習の対象とはなりません。
- 介護職種の技能実習の対象となる施設・事業の類型については、施設種別コード表(別紙)を参照下さい。
- また、経営が一定程度安定している事業所において技能実習が行われることを担保するため、技能実習を行わせる事業所は、開設後3年を経過していることが必要です。

### 【確認対象の書類】

- ・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号)
- ・ 指定通知書等の写し

**【留意事項】**

- 事業所の概要書には、施設種別コード表(別紙)に記載の施設・事業のいずれに該当するかを記載していただき、記載した施設又は記載した事業を行う事業所であることを証明する書類として、自治体が発行する指定通知書等の写しを添付していただく必要があります。

**(3) 夜勤業務等に関するもの**

**【関係規定】**

告示第2条

- 五 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあつては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。

解釈通知

第一

二

3 夜勤業務等について(告示第2条第5号)

夜勤は、昼間と異なり少人数での勤務となるため利用者の安全性に対する配慮が特に必要となるとともに、技能実習生の心身両面への負担が大きいことから、技能実習生を夜勤業務等に配置する際には、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するための措置を講ずることが必要であること。

- 技能実習生への技能・技術の移転を図るという技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生が業務を行う際には、昼夜を問わず、技能実習生以外の介護職員を指導に必要な範囲で同時に配置することが求められます。

**【確認対象の書類】**

- ・ 申請者の誓約書(介護参考様式第9号)